

「論文」

アメリカ英語における *be bound to* の準助動詞化の過程*

家口美智子

Abstract

This study clarifies the process of grammaticalization of *be bound to* from a lexical phrase to a semi-auxiliary through the analysis of the Corpus of Historical American English. It is found that its epistemic usage is considered to be a full-fledged semi-auxiliary in present-day English, whilst its obligation usage still expresses a lexical function in certain tokens. The grammaticalization started with the increased use of inanimate subjects in the 1840s, followed by the emergence of sentences forming passive voice in the 1870s and *there* existential sentences in the 1880s. Then the structures of subjects containing *what*, such as *What happened yesterday is bound to be a lucky sign* and *What is bound to happen will be a lucky sign* appeared around 1900, earlier than gerund subjects (e.g. *Leading a good life was bound to be difficult*), which began to be used in the 1940s and *to* infinitive subjects (e.g. *To lead a good life was bound to be difficult*), which started in the 1960s. Judging from the frequent use of *there be bound to* and *be bound to happen* and the declining tendency of *be bound to* since the 1950s, this study concludes that it is and will remain in the phase of ‘static’ grammaticalization in contemporary American English.

1. はじめに

be bound to は義務を表すときと認識的な意味を表すときとで文法的なふるまいが異なる面白いフレーズである。Quirk et al. (1985: 137) は *be bound to* を準助動詞 (semi-auxiliary) として分類しているが,¹ 往々にして先行研究は準助動詞の一つとして簡単な説明に終始している。当該フレーズを後期近代英語以降の通時的な変化から検証すると、準助動詞化する過程での興味深い現象を明らかにすることができる。本論は、*be bound to* の詳細な記述を行うとともに、歴史的発達を提示し、他の準助動詞の発達の解明の一助となることを目指す。

まず, be bound to の辞書における記述を見ておく。Longman Dictionary of Contemporary English 6 版 (以下 LDOCE⁶) は, bound を形容詞として見出し語で扱い, 第 1 の意味として be bound to というフレーズの形で, ‘to be very likely to do or feel a particular thing’ であると定義し, ‘Don’t lie to her. She’s bound to find out.’ という例をあげている。この認識的用法は, 話し言葉で主に使われるとしている。第 2 の意味として, be bound (by sth) という形を基本として提示し, ‘to be forced to do what a law or agreement says you must do’ と定義し不定詞と共に共起する例で ‘The foundation is bound by the treaty to help any nation that requests aid.’ をあげている。第 3 の意味として, be/feel bound to do something の形で, ‘to feel that you ought to do something because it is morally right or your duty to do it’ と説明し, ‘Well, I’m bound to say, I think you’re taking a huge risk.’ という例や be duty/honour bound to do sth という定型表現をあげている。第 2 と第 3 は義務を表す用法である。

アメリカ英語でも同じような意味で機能している。Longman Dictionary of American English 5 版 (以下 LDOAE⁵) は形容詞 bound の見出し語として, be bound to の形で, ‘to be certain to do something’ という認識的な用法を第 1 の意味として記述し, 第 2 の意味として義務的な用法で be bound to という形を明示することなく, ‘having a legal or moral duty to do something’ として ‘The company is bound by law to provide safety equipment.’ などの例をあげている。

Oxford English Dictionary 2 版 (以下 OED) は過去分詞及び形容詞の見出し語の bound は 2 つあるが, 2 つめ (s.v. bound: ppl, a²) の第 7 の意味で, 義務を表す場合のカテゴリーのもと, 不定詞と共に共起する be bound to を ‘compelled, obliged; under necessity (esp. logical or moral); fated, certain; also in U.S. determined, resolved’ という定義を提示し, 義務的な用法と認識的な用法があるととしている。OED は義務的用法と認識的用法で項目を分けていない。OED の説明によると方言によっては bound の代わりに tied が使用されることもあるとあり, 「縛る」という意味からこの義務的用法が発達したと思われる。この見出し語の中では 14 世紀の例が初出である。また, bound の 1 つめ (s.v. bound: ppl, a¹) の第 3 の意味の説明で, 電車等の行き先を表すのに使われる bound for というフレーズのもとになった boun という動詞を基としてできた bound が to 不定詞と共に共起して ‘about to’ ‘going to’ という意味で方言で使われるが, 本論で議論している動詞 bind からできた認識的用法の be bound to はこのフレーズから影響を受けたのではないかと OED は推論している。1862 年と 1864 年の例を 2 つあげて

いる。

義務的用法と認識的用法の頻度に関して、Palmer (1990: 55) が be bound to のほとんどは認識的な用法で使用されると説明している。Mong (n.d.) は、Cambridge Dictionaries Online を 2012 年に分析し be bound to の 5,725 例のデータから無作為に抽出した 100 例の内、92 例が認識的、5 例が義務的用法で使われていると報告している。また、Mong (n.d.) のデータでは LDOCE⁶ や LDOAE⁵ の説明や例文にあるように、by 句と共起して義務を課すものが表現されているものが 48 例あったということだ。しかしながら実際は、限られた文脈から 2 つの意味を正確に判別することは時に難しい。例えば、Westney (1995: 149-150) は be bound to の意味を説明する際に、両者のどちらか判別ができないケースがあることを複数例示している。

be bound to は後期近代英語から現代英語において大きく変化を起こしているため、この時期の 4 億語という大量のデータを収めている Corpus of Historical American English (以下 COHA) を本論は分析し 1810 年代以降現在に至るまでの、be bound to が準助動詞化する過程を明らかにする。また、文法的なふるまいを詳細に記述する。他のコーパスでは COHA に比する同時期の通時的な大量データを提示していないため、本論は COHA に特化し、アメリカ英語における be bound to の文法化に焦点を当てる。本論は、Westney (1995: 11) になり、「準助動詞」を、1) grammaticalization, 2) idiomatcity, 3) semantic relatedness to a central modal auxiliary の性質を持つフレーズであると定義する。詳しくは 2 節で紹介する。また、「文法化」を Hopper and Traugott (2003: iv) が提唱する、‘the process whereby lexical items and constructions come in certain linguistic contexts to serve grammatical functions, and, once grammaticalized, continue to develop new grammatical functions’、すなわち語彙項目や構文がある文脈で文法的な機能を担うようになり、それが一旦文法化されると、より新しい機能が発達する過程であると定義する。また、「準助動詞化」は主には文法化によって牽引されるという立場で議論を行う。本論は、「認識」、「義務」を話者の主観性・客観性に関係のない広義の意味として用いる。また、「フレーズ」は、一定のまとまりのある 2 つ以上の語の連鎖を幅広く呼ぶ。「チャンク」とはフレーズより更に語の結びつきが強くなり、構成要素が分析されることなく、分解できない一つの塊として機能し、全体として処理される 2 つ以上の語の連鎖を意味するものとする。

本論は、Quirk et al. (1985: 137) が同じく準助動詞として分類をしている be obliged to と比較をすることで be bound to の準助動詞化の過程の特徴を際立た

せる方法を取る。2節で先行研究を概観した上で更に詳細な記述を試み、3節で文法化のパターンを確認し、4節で調査結果を提示し考察を行い、5節で結ぶ。

2. 現代英語における be bound to : be obliged to との比較より

まず be bound to についての先行研究を概観する前に、be obliged to というフレーズについても辞書の記述を簡単に見ておく。LDOCE⁶で、他動詞としての見出し語 oblige のもと、‘[usually passive] if you are obliged to do something, you have to do it because the situation, the law, a duty etc makes it necessary’ という説明があり、通常は受動態の形で義務を表すとしている。‘The minister was obliged to report at least once every six months.’ などの例があげられ、日常会話では通常使われない formal な語であると説明されている。be obliged to という形が明記されているわけではない。一方、LDOAE⁵は、見出し語の動詞 oblige のもと、第1の意味として、be/feel obliged (to do sth) の形を紹介して、‘to feel that it is your duty to do something’ と説明している。OED も同様に見出し語の動詞 oblige の第9番目に他動詞 oblige が受動態になり to 不定詞と結びついた例を紹介しているが、能動態の例と同じに取り扱われている。受動態としては1776年の例がこの見出し語の例では初出である。

もともと「compel : 強いる」という意味の他動詞 bind と oblige が受動態になることで、主語に義務を課すことを表す文型となったことがわかる。Westney (1995: 1-37) も両フレーズを must が原義であると説明している。ところが、LDOCE⁶、LDOAE⁵ や OED の定義で見たように、現代英語では be bound to は認識的な蓋然性を表現することが主な機能であるのと対照的に、be obliged to は義務を表す意味のみである。be bound to が認識的な用法を発達させたのは、Bybee (2015: 122-124) が主張する未来 (future (prediction)) を表す grammatical morphemes は義務を表す語彙的なものから発達するという文法化の一方方向性 (unidirectionality) に沿う代表的な例であろう。ところが、現代英語では be obliged to は be bound to と異なり認識的用法まで発達を遂げていないと言える。

Westney (1995: 1-37) は Quirk et al. (1985: 137) が be bound to と be obliged to を同じ準助動詞に分類していることに異議を唱え、以下の6つの理由により be bound to のみが準助動詞であると議論している。以下の(1)から(6)の例文は、Westney (1995) から採用した以外の例は、Corpus of Contemporary American English (以下 COCA) から採用したものと、出典の記述がないもの

は Westney (1995) の説明に基づいて筆者が例を作成し、文法性をインフォーマント（アメリカ人2名、イギリス人2名）に確認したものである。

第一に、準助動詞としての性質があると、主語の選択に制限がなくなる。

- (1) a An influx of new ideas is bound to be disruptive. (COCA, fiction)
 b It's bound to rain sooner or later. (COCA, fiction)
 c *An influx of new ideas is obliged to be disruptive.
 d *It's obliged to rain sooner or later.

(1a) のように、be bound to は概念的な無生物主語 (inanimate subject) が使用可能であるし、(1b) が示すように、天候を表す it も取ることができる。ところが、(1c) や (1d) にあるように be obliged to は意志を持つ性質を持つもの (animate subject) しか通常は主語になれない。

第二に、準助動詞としての性質があると、there 存在文で使用可能となる。よって be bound to は存在文の繰り上げ構文として使用されるが、be obliged to は there 存在文では使用されない。

- (2) a The classes are huge which is good because there is bound to be one person that can help you. (COCA, academic)
 b ??There is obliged to be a teacher for every 20 students.

第三に、準助動詞としての性質があると、態が変わっても基本的な意味は変わらない。

- (3) a The buildup in the supply dump was bound to be noticed. (COCA, fiction)
 a' They were bound to notice the buildup in the supply dump.
 b But he just stood there, so she was obliged to look up at him again. (COCA, magazine)
 b' But he just stood there, so he was obliged to be looked up at by her again.

(3a) と (3a') では主語が交代しても文が表す基本的な意味は変わらないが、(3b) と (3b') では、能動態と受動態では表現される意味が異なる。

第四に、準助動詞としての性質があると、being を従えない場合は文頭で使

われない。(4a, b) のように文頭で *bound to* は容認度が若干下がるが *obliged to* は文法的となる。

- (4) a ?Bound to take stern measures, the administration lost popularity.
(Westney, 1995: 19)
- b Obligated to leave Beirut when the Palestinians were compelled to depart in 1982, she wonders what she can write about the experience of being in exile.
(COCA, academic)

第五に、準助動詞としての性質があると、最後の *to* が抜けると容認度は低い。

- (5) a ??This game is bound to be cancelled because of the bad weather, but that game is not bound.
- b Her leave is recommended, but she is not obliged.

(5) のように、*be bound to* は *to* がないと非文になることから *be bound to* でチャックとして存在しているといえる。

第六に、準助動詞としての性質があると音韻上の削除 (phonological reduction) が起きる。*be bound to* は [d] の脱落 (elision) が起き *bound to* が融合同化 (coalescent assimilation) して発音されうるが、*be obliged to* はそうではない。

- (6) a *be bound to* ('certain') – cf. *be found to*
- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| he's bound to come soon | this was found to be false |
| ... /baʊndtə/... | ... /faʊndtə/... |
| ... /baʊntə/... | ... */faʊntə/... |
- (Westney 1995: 34)
- b he was obliged to come
- | | |
|----------------------|--|
| ... /ə'blaɪdʒdtə/... | (LDOCE ⁶ と LDOAE ⁵ より) |
| ... */ə'blaɪtə/... | |

以上が Westney (1995: 1-37) があげた 2 つのフレーズに関する差である。² *be bound to* は意味の側面では、主語になる動作主に課せられた義務を表す本来の用法が文法化を経て「確かに <・・する> はず (certain) to do」(新英和大辞

典6版) という認識的な蓋然性を表すようになり、同時に文法的なふるまいも変化していると言える。Hopper & Traugott (2003: 127) が説明する文法化の特徴である ‘semantic fading, phonological reduction, positional fixing, erasure of word boundaries’ という4つの現象を全て満たしている。一方、be obliged to は oblige の動詞としての意味に基づいた文法的・統語的なふるまいをしている。

ここで本論は be bound to の準助動詞化あるいは文法化を考える時に義務的用法と認識的用法の差として留意する点をおさえておきたい。Westney (1995: 1-37) は上で見た (1) から (6) の特徴に関して認識的用法と義務的用法の差について明確にしないまま議論しているので、もう少し丁寧に議論する必要がある。実は彼も認識的用法と義務的用法では文法的なふるまいが異なることを暗に指摘している。(7) から (9) は全て Westney (1995: 21) からの例である。

- (7) a He’s bound to give the right answer.
 b *He’s bound by his knowledge to give the right answer. (‘he’s certain’)
- (8) a If you believe this, you’re bound to act on it.
 b If you believe this, you’re bound by your conscience to act on it.
 (‘you’re obliged’)
- (9) a He was obliged to settle for early retirement.
 b He was obliged by his employers to settle for early retirement.

(以上, Westney (1995: 21))

Westney (1995: 21) は (7) のように認識的用法を表す場合は、be と bound の間に by 句が入ると (7b) は非文となるのに、(8) のように義務的用法を表す場合は、(8b) のように文法的であると記述しているが、つまりは、認識的な意味を表現するときは be bound to はチャンクとしてふるまうと主張しているのに、義務を表す場合はチャンクとして機能しているのでなく、bind という語を中心にできた受動態の文であると語らずして示している。また、(6a) の音韻論的な削除の現象でも彼は ‘certain’ という認識的な意味に制限している。これらの事実に加え、本論はチャンク性に関して、更に3つの点を提示したい。まず、be bound to の be と bound の間に not 以外の副詞が1個現れる場合を考える。³ COCA で141例あるが、LDOCE⁶ の記述で見たように、be duty bound to (28例)、be honor bound to (11例) の「道徳的に/義務的に・・する必要がある」という意味の定型表現が頻繁に使われ、次いで legally (18例)、morally (12例)、

contractually (6例), constitutionally (1例) というように計80例が明らかに義務を表す例となっている。残りの61例は also, all, always, therefore, indeed などが挿入されている。義務の用法と認識の用法のどちらであるかに関して正確な判断が難しいので詳しい分析は避けるが、たとえこれらの61例全てが認識の用法で使用されているとしても、Palmer (1990: 55) に従えば、もともと義務的用法は割合が少ないことを考えると、半数以上 (56.7%) が義務を表している事実は、義務的用法の *be bound to* がチャンクとして確立していないことを示している。2点目は、先ほど見た (4) の例で Westney は区別をしていないが、分詞の部分が義務を表すときには、インフォーマントによると (10) のように *being* がなくても文法的に正しい文となる。(10)は筆者の作例である。

- (10) Bound to support a ban on abortion, Tom, a Catholic, didn't vote for the Democratic candidate, even though he liked all their economic policies.

3点目として、(5)の例で見た *to* の脱落である。認識的な意味の時には *be bound to* はチャンクとして機能するが、義務を表す場合はそうではないケースが (11) のようにコーパスで散見されるし、インフォーマントも文法的であるとする。

- (11) Weicker will not stand still for such questions. He will not be bound. But by November, the voters may have decided that they are not bound to cast their votes for Roger Eddy's staunch supporter. (COCA, magazine)

これらのことから、他動詞 *bind* の語としての意味が表現される義務を表す場合と認識を表す場合では Westney (1995) のあげた6つの基準での準助動詞である度合いが異なると言える。ただし、義務を表現する場合でも、(2) のような *there* 存在文での用例はあるし、(3) のような態の変化で基本的な意味は変わらない解釈が可能である。

3. 文法化のパターンについて

本節では、OEDの2版を分析したMair (2004)に基づいて、文法化には、dynamicな文法化とstaticな文法化があることを見る。Mair (2004)はdynamicな例として、be going to, start (アスペクトを表現する準助動詞として), help (to) 動詞, staticな例として、分詞構文で使用される seeing (that), supposing (that) をあげている。本論ではbe going toとseeing (that)を見る。図1のパターンで見られるように、be going toは、Jespersen (1932: 217)の調査によると文法化は15世紀末に始まったが、1600年頃でもまだ頻度は低かった。1800年代後半から急激に頻度が増え、1900年代に入ってgonnaも使用されるようになっている。一方、staticな文法化を示すseeing (that)は、中英語後期にすでに文法化をしていたが、ここ500年はさほど頻度は増えていない状態である(図2の一番下の実線)。Mair (2004)は非常に頻繁に使用される動詞seeのもと、seeing (that)は文法化をしているものの頻度を増やすことなくひっそりと英語で生き残っていると説明している。

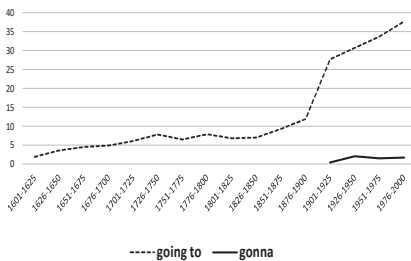


図1 Going to and gonna 1600-2000

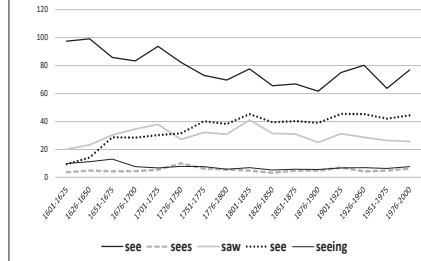


図2 See 1600-2000

頻度：OEDのquotation text 1万例あたりの出現回数
 図1はMair (2004: 129), 図2はMair (2004: 134)より抜粋

文法化は英語史において早い時期から始まっているということ、また2種類の文法化のパターンがあることを念頭において次節からbe bound toが準助動詞へと変貌する過程を見ていく。

4. be bound to の文法化の過程

本節では be bound to と be obliged to の 1810 年以降の文法化について COHA を分析して文法化を検証する。まずは頻度を見る。be bound/obliged to+ 動詞を抽出するのに、be bound to は {[vb*] bound to [v?i*]}, be obliged to は, {[vb*] obliged to [v?i*]} で検索をかけている (レマ表示)。be 動詞の縮約形 's もこの検索式で取り込んでいる。全てのデータを手作業で見て判断を行い、動詞の代わりに名詞が使用されているものは削除した。図 3 は be bound to と be obliged to の頻度をグラフで表したもので、表 1 は 2 つの生起数と割合である。

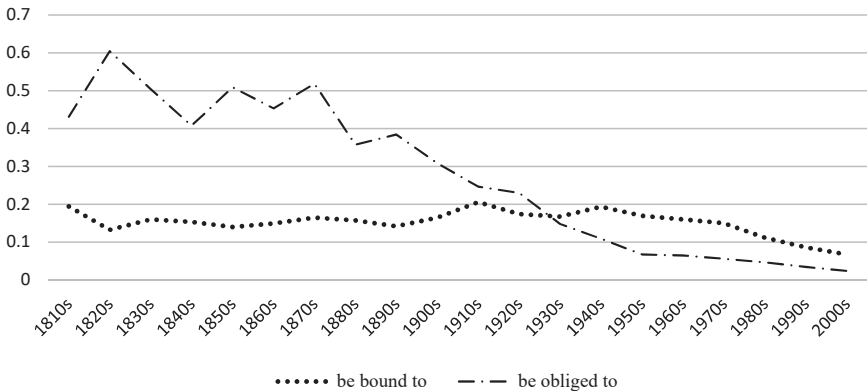


図 3 be bound to と be obliged to の1810年以降の推移

表 1 be bound to と be obliged to の1810年以降の生起数と頻度 (1万語あたり)

	1810s	1820s	1830s	1840s	1850s	1860s	1870s	1880s	1890s	1900s	1910s	1920s	1930s	1940s	1950s	1960s	1970s	1980s	1990s	2000s
be bound to 生起数	23	92	221	247	232	257	307	330	302	373	467	448	410	468	414	384	358	283	241	200
be obliged to 生起数	51	419	695	655	840	777	966	747	815	697	560	591	362	265	166	156	134	119	97	72
be bound to 頻度	0.19	0.13	0.16	0.15	0.14	0.15	0.16	0.16	0.14	0.17	0.21	0.17	0.17	0.19	0.17	0.16	0.15	0.11	0.09	0.07
be obliged to 頻度	0.43	0.60	0.50	0.41	0.51	0.45	0.52	0.36	0.38	0.31	0.25	0.23	0.15	0.11	0.07	0.07	0.06	0.05	0.03	0.02

COHA に収められた 200 年のデータでは be bound to が 6,057 例, be obliged to が 9,184 例あり, 後者の方が頻度が高い。ところが, COCA における書き言葉

では be bound to のほうが約3倍頻繁に現代英語では使われている。(COCA では3,307例, be obliged to は1,163例である。spoken を除いた fiction, magazine, newspaper, academic での頻度は、それぞれ2,861例, 1,068例と前者のほうが2.5倍以上使用されている。⁴⁾ 上のグラフで、COHAの2000年代のデータに注目すると、頻度が前者は0.067回/1万語、後者は0.024回/1万語で、現代英語では be bound to は約3倍の頻度を示していて、COCAのデータとの矛盾はない。図3で明らかのように、1920年代くらいまで be obliged to のほうが頻度が高かったため、総計数では逆の数値が出てきたと言える。

be bound to は1900年代頃から頻度が漸増し、1940年代くらいにピークを迎えるが、その後なだらかに減少し続けている。一方、be obliged to は1870年代あたりまで頻繁に使われ1890年代以降使用される頻度が下がっている。ともに、現代のアメリカ英語では使用が減りつつあるフレーズであると言える。

4.1 be bound to の文法化

be bound to の分析結果を見てみる。まず、主語の性質についてである。まず、無生物主語の割合を分析する。分析方法を簡単に紹介する。justice, economy のような抽象名詞は明らかに無生物主語であるが、難しい例がある。例えば、city は be bound to の不定詞に使われる動詞の意味により判断が異なる。

(12) a ...the city will not be bound to turn over its properties to the new agency...

(COHA, news, 1953年)

b Every large city in the world was bound to have a characteristic street
or square.

(COHA, fiction, 1957年)

(12a) は city が「土地などを新しい部局に明け渡す」という意味でメトノミーとして意思を持っている例であるとみなし生物性を持つ主語であると判断した。一方、(12b) では city が意思をもたず客観的な記述がされていると判断できるので無生物主語としてカウントした。bank, committee, company, congress, council, court, government, judiciary, legislature, state などほぼメトノミーとして使用されているため、無生物主語ではなく意思がある生物主語としてほぼカウントした。一方、city 同様に、国名や市の名前、army, newspaper, school, university などは文脈ごとの動詞の意味で両者に振り分けた。無生物主語かどうか文脈が不十分であるため判断がつかなかったものは分析から除外し

ている。⁵ 無生物主語かつ抽象名詞であるものの COHA の初出を以下にあげておく。

- (13) In other words, the lowest form of existence, mere Life, is bound to preserve its elevation, and not communicate with Death.⁶

(COHA, magazine, 1848 年)

図 4 は無生物主語が be bound to の総数に占める割合のグラフである。表 2 は生起数と割合のデータを示している。

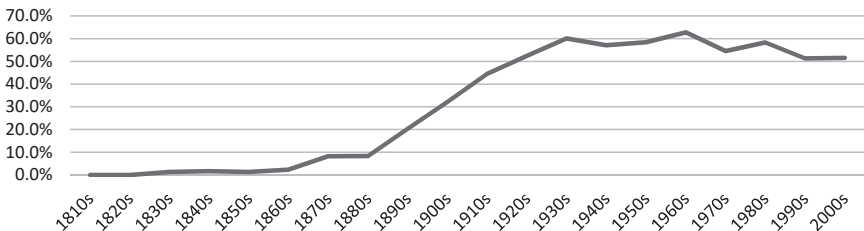


図 4 無生物主語の割合

表 2 be bound to の総数, 無生物主語の生起数, 無生物主語の割合

	1810s	1820s	1830s	1840s	1850s	1860s	1870s	1880s	1890s	1900s	1910s	1920s	1930s	1940s	1950s	1960s	1970s	1980s	1990s	2000s
be bound to の総数	22	91	220	243	232	254	304	278	300	370	465	446	404	462	411	381	356	278	240	200
無生物主語の生起数	0	0	3	4	3	6	25	23	61	119	207	234	243	264	240	239	194	162	123	103
無生物主語の割合	0.0%	0.0%	1.4%	1.6%	1.3%	2.4%	8.2%	8.3%	20.3%	32.2%	44.5%	52.5%	60.1%	57.1%	58.4%	62.7%	54.5%	58.3%	51.3%	51.5%

上のグラフを見ると、1870年代頃から割合は増え始め、1910年代頃より半数は無生物主語が使われている。(1)で見たように主語の選択に制限がなくなっていく様子が見えてくる。前述のとおり、認識的用法と義務的用法の正確な区別は時に難しいので正確な分析はできない。しかしながら、無生物主語に義務を課すよりは生物主語に課すほうが社会通念上一般的で、特に抽象的な名詞(例: equality, justice, method, departure)が主語になった場合は受動態の文で現れていない限り義務的用法であると解釈することは時に難しい。よって、無生物主語が増えることは、認識的用法が増えている傍証になる。

統語的な特徴も顕著である。まず、1870年代に受動態が使用されるようになってくる。

- (14) a But they are bound to be guided entirely by their constitutional advisers...
 (COHA, magazine, 1870年)
 b ...yet justice, by the constitution of England, is bound to be administered
 in mercy... (COHA, magazine, 1875年)

(14a)にあるように1870年に生物主語である‘they’ (governors) が受動態での主語として使用され始めたが、1875年では(14b)にあるように無生物主語の justice が受動態で使用されている。但し、(14b)の例は義務的用法であろう。be bound to 自体が受動態であることから、受動態が重なるのはスタイル的には理想的ではないので、当該フレーズがチャンクとして機能している傍証となる。

次に(2)で見た there 構文での使用を見る。COHAにおいて初出の例は1881年で2例ある。その内の1例は以下のとおりである。

- (15) ...and there’s bound to be plenty of sickness there, sooner or later.
 (COHA, fiction, 1881年)

4.3でも言及するが、there 構文での使用はこれから飛躍的に増えていく。be 動詞だけでなく、他の動詞も(16)のように6例使われている。

- (16) There is bound to come a cropper somewhere. (COHA, fiction, 1920年)

次に主語の抽象性について調べる。1890年代より、(17)のように what 節が主語になる be bound to が使われている文が現れている。

- (17) And whatever she would say was bound to have a quality of interest and attraction that could be exercised by no other lips. (COHA, fiction, 1899年)

また、(18)のように what が主語となる場合が1912年より現れている。

- (18) ...and he had promised the swamp boy to avoid doing what was bound to bring the squatters down upon them during the night.

(COHA, fiction, 1912 年)

更に, (19) のように動名詞が主語になる場合が 1940 年代より見られる。1 例のみだが, (20) のように to 不定詞が主語になる場合が 1960 年代にあった。

- (19) Moreover, regardless of precautions, borrowing under existing conditions is bound to lead to rising prices. (COHA, magazine, 1940 年)
- (20) To accept these contributions as personal gifts, however, was bound to raise black questions about vote-buying. (COHA, magazine, 1968 年)

whether 節が主語になる文や [it be bound to be Adj 動詞] の構文は COHA では観察されなかった。⁷ 以上, 初出の年代を示したが, to 不定詞の主語以外の主語は初出以降の英語でも頻繁に使われている。(13) から (20) の語彙的・統語的な特徴が時系列で発展していく様子を以下のような図で表すことができる。

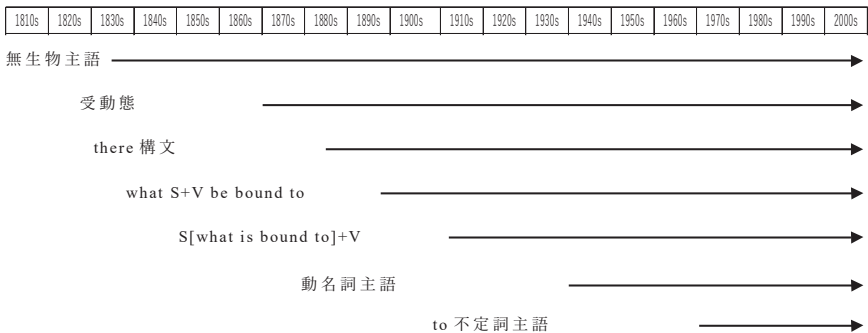


図 5 : be bound to の主語と統語パターンの広がり

以上, 義務を表す be bound to が文法化をしながら準助動詞化する過程の中で, 構文や主語の選択の可能性が広がっていく現象を COHA のデータで示した。

まず無生物主語が使われるようになることが文法化の最初の現象であると言えよう。図 4 で見た無生物主語の頻度が高くなる 1910 年代以前に, 受動態や there 構文が使われるようになる。その後 1940 年代に頻度がピークをむかえるまでに, what 節主語, what 主語, 動名詞主語という新しい統語的なパターン

の主語が出現した。1例のみだが to 不定詞主語も 1960年代に現れた。しかしながら、図3で見たように、1950年代以降、頻度を減らしているためか whether 節や it be bound to be Adj to V 構文などの新しい統語的なパターンは見受けられず、文法化の進行としては、static な段階に入っていると云わざるを得ない。

4.2 be obliged to の推移

本項では be obliged to についても COHA に見られる傾向を明らかにする。4.1と同じ方法を使用してデータを取った。図6は無生物主語の割合を示しているグラフである。表3がその生起数と実際の割合のデータを示している。

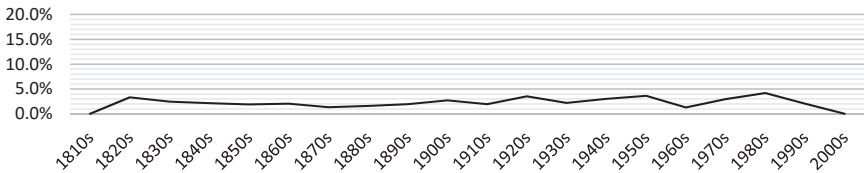


図6 be obliged to の無生物主語の割合

表3 be obliged to の全部の生起数、無生物主語の生起数、無生物主語の割合

	1810s	1820s	1830s	1840s	1850s	1860s	1870s	1880s	1890s	1900s	1910s	1920s	1930s	1940s	1950s	1960s	1970s	1980s	1990s	2000s
be obliged to 生起総数	51	419	695	655	840	777	966	747	815	697	560	591	362	265	166	156	134	119	97	72
無生物主語 生起数	0	14	17	14	16	16	13	12	16	19	11	21	8	8	6	2	4	5	2	0
無生物主語の割合	0.0%	3.3%	2.4%	2.1%	1.9%	2.1%	1.3%	1.6%	2.0%	2.7%	2.0%	3.6%	2.2%	3.0%	3.6%	1.3%	3.0%	4.2%	2.1%	0.0%

図6で明らかなように、無生物主語の割合は5%未満である。無生物主語としてカウントした vessel や boat のように「船」を表す主語が頻繁に使用されていることが多い(COHAにおける無生物主語204例中、47例)のが特徴であった。実際「船」や「飛行機」がメトニミーとして使用されていると判断すれば、無生物主語の割合は更に減ることとなる。一方、抽象名詞が使用される例が be bound to に比べて少なかった。しかしながら、注目すべき統語的なふるまいが3点見られる。まず、受動態が1820年から1904年まで9例あった。(be bound to は同時期に13例で大きな差はない。) (21)は初出の例である。

- (21) ...it (著者注 water) was obliged to be handed from man to man in the cooking kettle, out of which the poor animals drank. (COHA, non-fiction, 1820 年)

また、(22) のような there 存在文が 1900 年と 1922 年に 2 例ある。

- (22) If you win one or two small cases, there's obliged to be undue influence of the devil. (COHA, fiction, 1900 年)

また、what を含む主語は (23) のように what が主語になる場合が 1856 年に 1 例だけがある。これは be bound to の (18) の 1912 年の例より 56 年も早い。

- (23) This must stand, whatever else is obliged to give way before it. (COHA, magazine, 1856 年)

いずれも 1922 年以降は、このような例が一切なくなり、[生物主語 +be+obliged+to+ 動詞] というパターンが be obliged to の主な文型となった。逆に言えば、1922 年くらいまでは、受動態で表現される義務が散見されたり、主語の選択性も制約が少ない状況であったことを考えると、be obliged to も文法化を起しつつあった可能性も考えられる。また、図 3 で見たように、1800 年代は頻度が高かったことも文法化を起しやすい環境であったと言えよう。Westney (1995: 28) は、Jespersen (1940: 323) が be obliged to は無生物主語を取ることができると言及していると記述している。Jespersen (1940: 323) は、be obliged to を一つの項目として取り上げ、例として、Austen の *Emma* (1816) に出ている this が主語になる例などを計 4 つをあげている。Jespersen は 1860 ~ 1943 年の時代を生きたが、この時代の人にとっては当時の be obliged to の用法は現在とは異なっていたと推測できる。Quirk et al. (1985: 137) が be obliged to を準動詞にあげたのは、Jespersen (1940: 323) の記述に依拠したのかもしれない。

4.3 be bound to の今後

本項では、be bound to から派生した 2 種類の定型表現を紹介した後、今後の文法化について考えたい。1 つめは、LDOCE⁶ で定型表現としての記述がある be bound to happen である。以下が COHA での初出の例である。

- (24) One remedy for this sort of thing - which is bound to happen now and again in a system that depends so much on human agency - is to form the habit of religiously “ringing off” when you are through. (COHA, magazine, 1894 年)

COHA では総計 110 例ある。COCA には、151 例あり、be bound to の総数に対して、4.6% (151/3,307 例) がある。

2 つめは、先にも見た there be bound to である。図 7 は be bound to の総数に占める there 存在文での使用の比率を示したグラフである。表 4 は生起数と実際の割合を示している。⁸

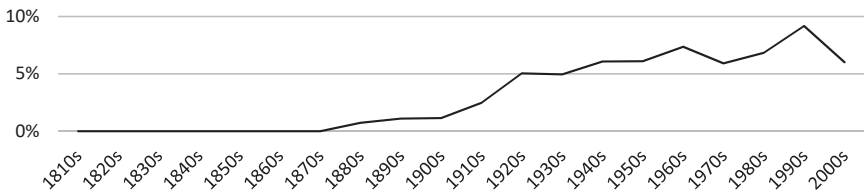


図 7 there 存在文での使用の推移

表 4 there 存在文の生起数、be bound to の生起数、there 存在文の割合

	1810s	1820s	1830s	1840s	1850s	1860s	1870s	1880s	1890s	1900s	1910s	1920s	1930s	1940s	1950s	1960s	1970s	1980s	1990s	2000s
there 存在文 生起数	0	0	0	0	0	0	0	2	3	4	11	22	20	28	25	28	21	19	22	12
be bound to 生起総数	22	91	220	243	232	254	304	278	277	352	448	436	404	462	411	381	356	278	240	200
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	1.1%	1.1%	2.5%	5.0%	5.0%	6.1%	6.1%	7.3%	5.9%	6.8%	9.2%	6.0%

上のグラフを見ると、出現率は徐々に増えていき、1950 年以降では、7% 前後が there 存在文で使用されている。COCA のデータでは 7.4% (244/3,307 例) である。この数字は他の繰り上げ構文を起こす他のフレーズとの比率に比べると高い。例えば、繰り上げ構文の頻度が高い be likely to が使用される総数に対して同フレーズが存在文で現れる割合は、COCA において 1.2% (260/21,342 例)、be supposed to は 0.8% (228/29,682 例) である。⁹ be bound to の there 存在文での使用率の高さは際立った特徴であることは明らかである。しかしながら、本論の調査では there be bound to という定型表現をあげた辞書はなかった

ので、be bound to happen を定型表現にあげるのなら当該フレーズもあげておくべきであろう。

これら2つの定型表現だけで、COCAでbe bound toの全例の内、12%がどちらかの例であることを考えると、表現する内容に多様性が乏しいと言わざるを得ないし、また、be bound toが1950年以降頻度を減らしている事実も併せて判断すると、be bound toが今後dynamicな文法化に転向する可能性があるかという問いに関しては、否定的な見解を抱かざるを得ない。

5. 結 び

本論はbe bound toの準助動詞化の過程をCOHAを分析して示した。認識的用法は準助動詞化を遂げていると言えるが、義務を表す用法は、準助動詞としてはまだ完全に機能していない場合があることを示した。また、文法化の過程としては、頻度を増やしつつ、まず無生物主語が使用されるようになり、受動態、there存在文や統語的に複雑なパターンで抽象的な主語が出現する文が現れる順序で進んだ。1950年以降は頻度を減らしつつあるのと、2つの定型表現（there存在文での使用、be bound to happenでの使用）が頻繁に使用されていることを考えるとstaticな文法化の段階に入り、今後dynamicな文法化に転向する可能性が少ないことを議論した。

注

- * 匿名の査読の先生方よりたくさんの貴重なコメントをいただいた。ここに謝意を表したい。いまだ残る不備な点は全て筆者が責任を負っている。本研究の成果の一部は科学研究費(基盤研究費(C):課題番号18K00672)の助成によるものである。
1. Quirk et al. (1985: 143) は、準助動詞 (semi-auxiliary) を 1) 助動詞 do を取らないで否定と疑問を表すが、法助動詞と異なり not は準助動詞の後に来ない (例: *is going ton't), 2) 受動態や there 存在文に使用され、主語から独立している (例: Brazil is going to win the World Cup.=The World Cup is going to be won by Brazil.), 3) フレーズを中心となる動詞は本動詞として to と共起して用いることができない (例: He was bound to be a failure; *Someone bound him to be a failure.), 4) been の形でも、to 不定詞の中で使用可能である (例: been going to, to be bound to), 5) 他の準助動詞と連鎖で使用可能である (例: Someone is going to have to complain.) と定義し、他の法助動詞や had better 等の法的なイディオム (modal idiom) と繰り上げを起こす動詞 + to (例: seem to, happen to) や本動詞 + to (例: hope to) の中間にあるものであるとしている。

2. been bound/obliged to の頻度に差があることも指摘しておきたい。COCA で、been bound to が 10 例しかないのに、been obliged to は 103 例ある、be bound to の総数は be obliged to の約 3 倍あることを考えると、be going to が have been going to のように現在完了の形になりにくのと同様に、認識的な用法では、あくまでも is, are, was, were とこれらの縮約形が基本であると言える。
3. 検索は {[vb*] * bound to [v?i*]} で行っている（レマ表示）。2 語以上の語が現れる場合の分析は割愛している。これまでの議論から義務的用法の場合は by 句がしばしば使われることから 2 語以上の場合も義務的用法が多いことが予想される。
4. be bound to は {[vb*] bound to [v?i*]}, be obliged to は、{[vb*] obliged to [v?i*]} で検索をかけている（レマ表示）。但し、個々の例の確認は行っていない。また、British National Corpus（以下 BNC）でも同様に検索をした結果、be bound to は総数 1,622 例、(spoken のサブジャンルを除くと 1,460 例)、be obliged to は総数 982 例、(spoken を除くと 959 例) というように 1.5 倍くらいである。頻度を比較すると、イギリス英語がアメリカ英語より両フレーズを頻繁に使うだけでなく、be obliged to をより頻繁に使う傾向がわかる。
5. よって表 1 と表 2 の総数は異なっている。
6. 実際の online のデータでは、its ではなく ifs という形で出ている。これはスキャンをするときに機械が誤認したものと思われる。
7. 法助動詞の will は、there 主語は 1811 年、what 主語は 1815 年、what 節主語は 1817 年、動名詞主語は 1823 年、to 不定詞は 1832 年、whether 節は 1823 年、it will be Adj to V 構文は 1817 年に出現していて、COHA のデータの早い時期にすでに散見される。
8. COHA の問題点として原文をデジタル化する際に、原文の読み取りが正確に行われていない場合がある。例えば、以下の例は he ではなく be が本来使用されていると思われる。...there is bound to he unemployment. (COHA, Fiction, 1933 年) このような場合は分析から除外している。
9. BNC のデータの場合、be bound to 8.1% (131/1,622 例) be likely to 2.3% (193/8378 例)、be supposed to 1.0% (33/3,165 例) というように、be bound to は there 存在文との共起率が高い。一方、be bound to happen は、1.6% (26/1,622 例) で、COCA に比べて頻度は低い。

コーパス

British National Corpus 2019 年 9 月～ 11 月アクセス

<https://www.english-corpora.org/bnc/>

Corpus of Contemporary American English 2019 年 9 月アクセス

<https://www.english-corpora.org/coca/>

Corpus of Historical American English 2019 年 8 月～ 11 月アクセス

<https://www.english-corpora.org/coha/>

辞書

Longman Dictionary of Contemporary English, 6th edition (2014) Harlow: Pearson Education.
Longman Dictionary of American English, 5th edition (2014) Harlow: Pearson Education.
Oxford English Dictionary, 2nd edition, version 4.0 (2009) Oxford: Oxford University Press.
『新英和大辞典』6版 (2002) 東京: 研究社

参考文献

- Bybee, J. (2003) “Cognitive Processes in Grammaticalization.” In Tomasello M. (ed), *The New Psychology of Language: Cognitive and Functional Approaches to Language Structure*, Volume II. Mahwah: Erlbaum, pp.145–67.
- Bybee, J. (2015) *Language Change*. Oxford: Oxford University Press.
- Hopper, P. and E. C. Traugott. (2003) *Grammaticalization*, Second edition. New York: Cambridge University Press.
- Jespersen, O. (1932) *A Modern English Grammar: On Historical Principles*, Part IV. London: George Allen & Unwin.
- Jespersen, O. (1940) *A Modern English Grammar: On Historical Principles*, Part V. Copenhagen: Ejnar Munksgaard.
- Mair, C. (2004) “Corpus Linguistics and Grammaticalization Theory: Statistics, Frequencies, and Beyond.” In Lindquist, H. & C. Mair. (eds), *Corpus Approaches to Grammaticalization in English*. Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins, pp. 121–150.
- Mong, K. Y. (n.d.) “A Semantic Analysis of *be prepared/ determined/ fated/ bound/ required to*: Desemanticization and Emancipation.” *Academia*. file:///C:/Users/Owner/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/K449DXWG/A_semantic_analysis_of_be_prepared_deter.pdf 2019年10月アクセス
- Palmer, F. R. (1990) *Modality and English Modals*, Second edition. London & New York: Longman.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvik. (1985) *A Comprehensive Grammar of English Language*. London & New York: Longman.
- Westney, P. (1995) *Modals and Periphrastics in English*. Tübingen: Niemeyer.

(家口美智子 金沢大学 Email: m.yaguti@staff.kanazawa-u.ac.jp)